





〔問①〕 言論活動を保障している憲法第21条1項の条文を答えましょう。

---

〔問②〕 記事のケースでは、市民グループにも元ユーチューバーの男性側にも、双方に権利があるとしています。それぞれ理由を書きましょう。

【市民グループの権利】

【元ユーチューバーの男性の権利】

---

〔問③〕 京都大学の曾我部教授は「アテンション・エコノミー」の構造により、SNSにどのような特性があると指摘していますか。

---

〔問④〕 この記事を読んで、「表現の自由」について考えたことや感じたことを書いてみましょう。また、周りの人と意見交換してみましょう。